

## SUMMARY

*Naohiro Ōta*

The working process for Yufunezawa-yama in Kiso, which was chosen as the mountain to supply lumber for the building materials at the Ise-jingu Shrine, which was regularly rebuilt every 20 years, was clarified. During this process the function of local villages lying in close relation on the occasion of the rebuilding ceremony for a palatial home at, as well as the connection between government officials of the Owari domain involved with Kiso lumber and Ise-jingu Shrine government officials, providing a case study of lumbering in 1862.

# 伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々（下）

——文久二年の湯舟沢村を事例として——

太田尚宏

はじめに

一 安政六年の木種見分と内見

二 文久二年伐木・運材事業の準備と村方

(一) 仕出請負制の展開

(二) 宿所の準備

(三) 「見舞人夫」の慣行

(四) 木本祭の準備と執行（以上、第四五号）

三 伐木・運材事業の停滞と山方村々の協力（以下、本号）

(一) 出水時の村方加勢人足

(二) 「人気引立」の方策

(三) 日用の確保と山方村々

(四) 請負賃割増願一件

(五) 小谷狩から大川狩へ  
結びに代えて

木本祭が済み、御遷材の伐り出し作業は、大材の元伐・元直しと谷下げに移った。伊勢方の日記に「此度者先年トハ違、大材之分山奥ハシモトより多分伐出候<sup>〔53〕</sup>」とあるように、文久二年の伐り出しでは、主として岩ヶ沢・滝之上と呼ばれる奥山で伐採が行われため、谷下げにあたっては大材を釣り下げて急峻な斜面を降ろさなくてはならなかつた。そこで請負方は、「卷物」と呼ばれる手法を用いて谷下げを行おうと計画した。「卷物」とは、用材の両端近くにあけて引き綱を通す本来のメド穴に加えて、そのまわりを一周するように一寸（約三センチ）間隔でコの字型の縄<sup>〔54〕</sup>を何本も打ち込み、用材の破損を防ぐという補強方法である。伊勢方では、前回の天保二三年の伐り出しでも「卷物」の手法が用いられたため、そのときと同様に、縄の代

金として金一〇両程度の負担を見込み、最寄りの馬籠宿の鍛治屋に五〇挺の製作を依頼していた。

しかし材木方は、伊勢方との話し合いの中で、前回は中山と呼ばれる「余程谷下ヶ致し安キ場所」で行われたため負担が軽くて済んだが、今回の場所は「極難場」であるから「龜略之巻立ニ而者決而損木出来可申」と指摘し、さらには、損木が生じた際に「替木」願を差し出しても、尾張藩の重役は容易に承知しないだろうとの見通しを示して、数量にして四〇〇〇挺、金額にして一〇〇両余の負担を了承するようとに述べ、そうすれば名古屋表の御用鍛冶屋(笛屋宗助)に依頼して、「御手山」(尾張藩直轄林での伐り出し)<sup>54</sup>のときと同様の価格(一両につき四貫三〇〇目)で作らせてよいと迫った。<sup>55</sup>これに対しても伊勢方は、出役の者では即答でき兼ねると述べたうえ、伊勢まで伺いを立てた結果、本来は用材の両端に銘を打ち込むところを片方だけにして数量を減らし、二五〇〇挺とすることでこれを受け入れることになった。<sup>56</sup>

録の一件が片づいて谷下げ実施の目途が立つたことから、伐り出し作業はいつそう加速した。四月下旬に入ると、「弥險難之場所元伐ニ相成」とあるように、急峻な奥山での伐採が始まり、見分のため立ち会う伊勢方も多忙になつたため、伊勢から小工二名を追加して派遣してほしいと願い出ている。<sup>57</sup>

#### [史料12]

御材木伐方之儀、六月十日迄ニ斧留可仕候、夫ち出方、ツメタ川入・ヌル川入両谷共、日数八十日之内ニ両谷合迄狩着、九月節入上ミ留迄無相違狩着可仕候、乍恐此段御達し奉申上候

戊四月

請負人 各務祐九郎	代人 平九郎
御役所 木曾御材木	助人 勘平助
御役人様 御役人様 <sup>58</sup>	

右の史料は、四月二五日頃に請負方より材木方へ提出された書付である。これによると、請負方は、六月一〇日にはすべての元伐・元直しを終えて「斧留」とし、それより谷下げ・小谷狩を行つて、約八〇日間でぬる川・つめた川の谷間にある集材場所まで渡入り、そこから落合川を木曾川本流との合流点近くまで流送して、九月までは仕出を終えたいとする見通しを立てていた。伐操作業も順調に進んで、四月末の時点で大材五七本・皮剥丸太七八本の元伐を終えた。<sup>59</sup>

五月一〇日に伐り出された湯舟谷の御扉木(替木)は、同月二四日頃より谷下げにかかった。

#### [史料13]

大御扉木谷下ヶ、廿四日ち今日迄凡六七日程日數相懸り候、谷を落ニ者万力ニ而跡ぢひかへ、又両方へ立木ニ繩を巻ひかへ、三尺計ツ、おろし候、谷間ノ石ノ上ヘ木の枝ヲ敷ギ、其上を手木ニ而あしらひ、少しツ、送リ下ヶニ出し候事、懸り之人數一日二十人ち三十人、ヌル川迄の人数百八十人計ニ而成ル<sup>59</sup>

この史料は、伊勢方による六月七日の記録である。御扉木の搬出作業は、足場が滑らない晴天の日を選んで行われ、六一七日がかりで谷下げされたとある。御扉木のメドに通した苧綱は、万力(まんりき)<sup>60</sup>と呼ばれる器具に取り付けられ、綱が結ばれた支柱の上有る十字に組まれた取手柱を数人

がかりで回転させる形で、三尺(約九〇センチ)ずつ徐々に引き下げられた。

また、近くにある立木にも綱を巻いて御扉木につなぎ、急激な落下に備えていたという。谷間に下ろされた御扉木は、手木を持った日用たちによつて、木の枝を敷き詰めた上を少しづつ移動させていったとある。この谷下げにかかった人数は一日あたり二〇「三〇人、ぬる川まで運び出すのに、のべ一八〇人程度を要したとある。また、同日の記事では、「姥ヶ難」と呼ばれる地点での作業についても、「同所板子・大材不残餘卷立、川原曳出し、丸木之上へ乗せ置、尤雨中ニハ山ニ入込之儀難成ニ付、川原へ算懸ケト申シ棚様成ル物をかけ、右之御木を其上を曳スベラス事」<sup>(60)</sup>と記されており、「卷物」の処置を施した板子・大材を川原へ曳き出す様子や、雨天で山入りできないときに川原での棧懸<sup>(61)</sup>が行われていたことなどが詳細に記載されている。

このようにして当初、谷下げの作業は順調に進んでいた。しかし梅雨の季節に入ると、雨中での作業は危険なため、山入りできない日が続き、伐木・運材とともに作業が少しずつ遅れをきたしてくるようになつた。伊勢方の六月九日の記録に「斧留之儀者未廿五六日頃之積」<sup>(62)</sup>とあるように、請負方が当初予定していた六月一〇日の斧留は遅延し、六月二十五「二六日頃までずれ込むのではないかと修正された。しかし、これも極めて楽観的な見方に過ぎなかつた。この年は長雨が続き、伐り出し作業は大幅に遅れて、八月に入つても「暗り沢・岩か沢分元伐相残り候分在之」という状況に陥つたのである。

大雨の影響を被つたのは伐木作業だけではなかつた。伐り出されて谷間に集められた御遷材が、大雨による出水で流れ出してしまつた危険もあつた。例えば、七月一四日の夕方から降り出した大雨は、翌一五日にも降り続

いた。出水を心配した伊勢方は、早朝から中小屋・請負小屋を訪れて様子を尋ねている。このとき請負方の代人である清吉は、「私共精々見廻り気を付可申、若無撫節者早速可申上候」<sup>(63)</sup>と述べ、警戒を怠らず、異変があつた際には注進におよぶ旨を伝えた。伊勢方は二日後の一七日、出水があつたときに必要となる松明五〇把を請負方から受け取り、さらには庄屋宅へ小工を派遣して「若出水之節者人足川筋へ御差出被下候様、先例之通御取計御願申入候」というように、万一の出水に備えて村方人足の差し出しを要請し、庄屋も「兼而致承知候間、出水之節者村中一同罷出可申様申聞置候」と快諾している。

こうした事前の処置が奏功したのが、七月二五日の出水のときであつた。この日は前夜から降り続いた大雨で谷川が増水し、伊勢方でも出水があるのではないかと危惧していたところ、請負方の代人が伊勢方を訪れ、「湯舟谷口出水ニ而切込、御材木も流候様ニ御座候」<sup>(64)</sup>と注進してきた。請負方でも早速、流木を留めるために日用五「六人を派遣したが、七曲りにある一本橋はすでに増水で通行できず、御坂山方面へ迂回して現場へ向かわないといけないありさまであつた。

一方、材木方も雾ヶ原の者を使者に遣わし、庄屋宅へ村方人足を差し出すべき旨の手紙を届けさせようとした。しかし、やはり七曲りの一本橋が通行できなかつたため、使者は手紙を近くの木切れに結びつけ、たまたま川向こうにいた伊勢方の者へ投げて庄屋宅へ届けるよう頼んだが、対岸へは届かずして水中へ落下してしまつた。伊勢方の者は、流木の留方御用に関することであろうと察して小兵衛宅へ走り、これを聞いた小兵衛は早速、組頭二名に村方人足の出動を指示し、二八名の人足を引き連れて御扉木のもとへ向かつた。幸い御扉木は「水壱寸程ツキ居候」という状態で、流出

してしまうほどではなかつたが、小兵衛は「此上夜分水相増し、万一流木等候而者御大切之御儀」と考へ、持参した「わら縄八わを以苧縄与して式十間程下へ式本共引付、くるミの木ニしばり付置候」という処置を施している。<sup>(66)</sup>

このように村方では、出水時などの緊急事態に際し、伊勢方や材木方の要請により村方負担による加勢人足を差し出して、請負方の日用とともに、流木を防ぐ留木の作業に尽力していたことがわかる。山中や谷間での作業に事慣れた村方の人々は、御遷木の運材の正規メンバーである請負方の日用たちを補完する存在として、背後を支えていたのである。

## (二) 「人気引立」の方策

湯舟沢山での谷下げ・小谷狩の作業は、その後も遅滞を続けた。その理由の第一は梅雨から続く長雨であり、第二は流行病の蔓延であつた。

[史料14]

一 去ル七月廿三日、霧ヶ原御祝木置場之横手ぢ御坂入口・山耕平・松金谷迄之御木数、大材廿三本・板子七挺・皮剥四拾四本・中材百十式本・小材式百八本、惣木数べ三百九拾四本、間尺改相済、右ニ而ツメタ川筋間尺改者皆済相成申候、引続つづき暗り谷・姥ヶナキ・岩ヶ沢間尺改ニ相成可申之處、先日ち麻疹流行ニて日雇共大勢煩ひ、此頃ニ至り式三十人居申計ニて、甚手行ニ成兼心配仕候、跡間尺之儀、尚又大川拵込之時節も木曾方へ相尋候（と覗か）へも、いつ頃とも難申上との事故困入候、只今之様子ニ而ハ是迄之見積りちハ余程相をくれ可申与奉存候、山詰一同心配仕候事<sup>(67)</sup>

右の史料は、湯舟沢山に滯在している伊勢方の高矢部主膳・結城弥二大夫が、八月一日付で伊勢の御造宮御役人に宛てて差し出した書簡の一部である。これによれば、七月二三日の時点でつめた川筋の谷下げと間尺改がひとまず終了し、引き続きる川筋の間尺改を行う予定であったが、山中では麻疹が流行していて日用たちが大勢感染し、二〇～三〇名程度しか人員を確保できない状態であり、今後の間尺改や大川への狩込の予定を材木方へ尋ねても、いつになるかはわからないという回答しか得られずに困っているとある。そして、このままでは当初想定していた予定よりも大幅に作業が遅れてしまうのではないかとの懸念を示している。

このように沈滞した現場の空気を変えようと動き出したのは、材木方であつた。材木方の役人は、伊勢方の山詰役人が交代して帰国する挨拶のために中小屋へ赴いた際、次のような提案を行つた。

[史料15]

一 右之節、木曾方ぢ被申聞候ハ、当月十一日御手山杯ニテハ柚・日雇とも皆相休マセ申、

皇太神宮を祭り一同相祝候事ニ御座候、夫ニ付、先日より当山日雇共麻疹（ましん）にてしみたれ候間、来ル十一日、御祝木を万度堅之所迄引出し申度、左候ハ、人気引立（ひとけひだつ）テ可申候、右曳出し度様願來り候、其御方ニ者差支無（なしだら）之哉之旨御尋ニ付、三四郎同役ニも申聞御答申上候様申述置事

一 御祝木万度場迄奉曳出候儀、當方差支無之候、右者湯舟沢村庄屋へ相届ケ置候方可然存候、昨日御出立之工老庄屋へ申入おき候様相談い事

山でも杣・日用の休日としている八月一一日に、霧ヶ原に置かれている御祝木を「万度場」まで曳き移す行事を行つてはどうかと提案したという。

しかも、これを実施するには、麻疹の流行で「しみたれ」でいる日用たちの「人気」<sup>(6)</sup>を引き立て、運材作業に出精させようとする意図があつた点が知られる。さらに史料には、材木方が伊勢方に對して行事挙行の差し支えの有無を尋ねたところ、伊勢方でも特に支障はないということになり、この旨を庄屋方へも伝えるように手配すべく相談を行つたとある。一般に遷宮用材を奉曳する行事としては、伊勢神領における御木曳が広く知られているが、御遷材を伐り出す湯舟沢山においても、小規模ながらこうした奉曳行事が行われていたことが確認されると同時に、それが日用たちの「人気引立」のために利用されていた点は、極めて興味深いといえよう。

〔史料16〕

今日村方日待祈禱日之由ニ而家業休日ニ付、木曾方存付之由ニ而、今日御祝木村方之者為手伝一万多度祓建場之南ノ原江曳出し餽り置被申候事、但し、雨覆小屋屋根付ニ而、先年之通置ならへ奉る、木曳手伝參詣人群集致し候、桃・柿等之売見世も出申候。<sup>(69)</sup>

右は八月一一日の奉曳行事当日の様子について記した記事である。御祝木は、村方の者も手伝つて霧ヶ原から一万多度祓建場の南の原へと曳き出され、新たに造られた雨被いの小屋の中に安置された。奉曳の様子を見物しようとした多数の参詣人が群集し、それを目あてに桃や柿などを売る出店なども現れたと記されている。

材木方や伊勢方では、このような奉曳行事の開催などにより、日用たちの「人気引立」を図り、谷下げ・小谷狩の「早行方」(進行の促進)を目論んだが、麻疹に罹つた日用はいったん下山させる以外ではなく、山中に留

まっている日用の人数不足は明らかであつた。

しかし、日用を確保すべき請負方の対応は鈍く、作業の停滞は次第に深刻化していく。八月二〇日を過ぎると、伊勢方では先例通り一月中に伊勢両宮へ御遷木を運び込むことができるか否かを危ぶむようになり、たびたび材木方へ「早行方」を頼み込むようになつた。伊勢方は、過日交代のため帰郷した頭工が山田奉行所へも斧留や大川払込などの予定を記した見込書について報告しており、その際に「右ニ而御祝木先例之通霜月宮中江奉曳入儀指支無之哉」との質問を受けたが、頭工が「右之日順ニ而者無御滞曳入ニ相成候」と回答したため、山田奉行から「今日之趣江戸表江進達可及」との発言があつたことなどを材木方に伝えて、いつそうの「早行方」<sup>(70)</sup>を求めた。材木方は、請負人本人を呼び寄せるための飛脚を差し立ててるので、入山してきたならば厳しく申し付け、作業が速く進むようになしたいと述べて、あせる伊勢方をなだめる以外になかった。

その翌日、材木方は、請負人の代人を呼び出し、前日に伊勢方から聞き取った山田奉行の反応を伝え、「伊勢方のミ之儀ニ候ハ、延引致し候共申断方も可在在之」と述べ、相手が伊勢方のみであれば、多少の延引については対応が可能であるとしながらも、「江戸表迄申上在之儀故、延引ニ而者尾州殿之不行届ニ相聞ヘ候」とあるように、御祝木の到着予定の件をすでに山田奉行が江戸の幕府へ報告しているのであるから、もし延引という事態に至れば、今度は尾張藩の「不行届」ということになるとして、請負人の各務祐九郎へその旨を厳しく伝えておくようとに指示した。<sup>(71)</sup>

てた。

〔史料17〕

一両工老申談し頭役へ申候者、木曾方江先日より写行折入頼出在之、

先方ニも如才無之様子候、然處此筋受負人より木曾方へ指出し候食事、

一向龜抹之様子ニ而、何角物淋しき様相見へ候間、きしめんニ而も致し、當方へ御招き申上、又々早行方御咄し在之候ハ、いかへ候やとの事、右者先日より兎角雨天勝ニ而銘々述も氣分さへやらす候間、可然被存候、併天氣ニ而者登山之事故、雨天休日之節取計可申間、うとん粉等其筋間合候様致し置可申申談し候事<sup>(72)</sup>

右の史料は、伊勢方の日記の八月二五日の記事である。これによると、二人の小工が頭工に対し、材木方がこちらの頼みに対し先日来よく動いてくれていると述べた後、請負方から材木方へ提供される食事が最近粗末な内容であり、何かと物淋しい様子なので、「きしめん」を打つて材木方役人を伊勢方の宿所へ招待し、接待かたがた「早行方」について嘆願したらどうかと提案している。これに対する頭工からの回答は、とかく雨天がちで伊勢方のほうも気分が冴えないでの、実施することは差し支えないが、登山をしなければならない晴天の日ではなく、雨天で休日のときに催したらよいだろうから、うどん粉などの材料はあらかじめ調達しておくよう、というものであった。

材木方への饗應は八月二八日に行われた。同日の伊勢方の日記には、次のような記載が見られる。

〔史料18〕

一 今日七ツ時頃、各下山致し、細井・井上兩人木曾方御道用申上、当方旅宿ニ而御酒進上致し候事

茶菓子 御酒 井 焼青たけ

鉢 氷とふふ 井 さや豆塩煮  
椎たけ

きしめん 青たけ 千貝時雨煮  
干瓢 氷とふふ

饗應は当初予定の雨天の時ではなく、晴天の日に催されたようで、七ツ時(午後四時頃)に見分を終えて下山した後、材木方の役人を伊勢方の宿所へ案内して酒や肴、そして「きしめん」が振る舞われた。山中のことであるから、献立は山で獲れた物や乾物類をもとにした質素なものであったが、おそらくこれが伊勢方の精一杯の心尽くしであつたのだろう。もちろんこの饗應は、単に酒食をともにして日頃の労苦を慰撫するだけではなく、「早行方」の嘆願というもう一つの目的があつたが、伊勢方はこの点についても材木方から有利な回答を引き出している。

〔史料19〕

右酒中種々御咄し申上、早行方之儀頼入候處、右者先日より受負人呼ニ遣し在之處、いまた罷越し不申、既ニ昨夜代人呼寄セ嚴敷申聞、日雇方相調ひ不申候ハ、當方ち庄屋方へ申付、日雇手當可致哉之旨申聞候處、右ニ而者難済筋も在之候間、一両日御猶予可被下、本人江申聞、早行方可取計旨申出候ニ付、今日雇方百五拾人計も手當致し、本人入込候様申付候、今日も受負方へ飛脚指立申候旨御咄し在之、無御如才御骨折被下候事ニ付、何分宜敷頼上候旨申述候事、但し、右日雇若亦木曾方ニ而庄屋へ申付候節在之候而者、尾州表江も申達し之上ならで出来不申事ニ候得共、人々右様迄申聞候事ニ候旨咄し承り候事<sup>(73)</sup>

右の記述によると、材木方は請負人の出頭を求めているものの、いまだ

到着するに至らず、そこで前日の二七日に山中に駐在している代人を呼び、請負人の入山を厳しく申し付けるとともに、請負方での日用の確保が不調に終わった場合、材木方が庄屋へ命じて村大人足として日用の微発を行つてもよいとの話を伝えたという。これに対し請負方は、日用を村大人足で微発する事態になれば請負事業としての意味はなくなってしまい、請負方の責任は免れないとして「難渋筋」を訴え、一両日の猶予を願い出たうえ、請負人本人へ「早行方」の方策を立てるべく進言すること、本人の入山を促すこと、日用については一五〇人程度を確保するよう手当てすることなどを申し出たといわれる。また、材木方は、日用を村大人足で賄うことにする場合には、名古屋表へもその旨を進達する必要があるので、ひとまずは請負方の申し出を聞き入れたと事情を説明している。

しかし、請負方の動きは遅く、閏八月に入つても請負人の各務祐九郎は入山せず、一方の日用の確保も、秋の農繁期と重なったため、思うように進まなかつた。材木方では、再三にわたつて請負人の出頭を求める飛脚を差し立てた結果、閏八月九日によく請負人の性である林九八郎が入山してきた。材木方は早速、林に対して作業の「不早行」について対応を求めたが、請負方の返答は「大川払込、来ル十月廿日ならで出来不申候」というばかりで埒が明かなかつた。当惑した材木方は、請負代人と日用頭を上松あげまつにある木曾材木奉行所へ召喚して、今後の取り計らいを協議することにした。

〔史料20〕

存外之不早行ニ而日雇方等人数承り候處、七月已來麻疹流行ニ而大勢帰手致し候趣、一向木出し出来不申、右ニ而者御触面之通九月払込無覺束奉存、追々木曾方江早行申頼候得共、実ニ日用調ひ兼候趣、右之

姿ニ而者御祝木霜月奉曳入候式日ニ指障候旨を以、種々手を尽し申頼候處、尤ニ被存、受負人江早行段々御利解在之候得共、銘々入山後、八月一杯雨天続ニ而、漸一ヶ月ニ五六日快晴在之候計り、併小雨ニ而者木出し為致申候、右等之振ニ而山出し猶更延引、旁以日々詰合一同心配のミ致し罷在候、右条之次第ニ而木曾方ち受負人御召呼在之、又々手後れ之段被仰付候處、何分も流行病、且此節ニ至り田畠取入之折ニ付、何共日雇調ひ不申候旨ニ付、鈴木氏受負人御召連、上松御陣屋江被參、御奉行所とも御相談之處、御手山廻も右様ニ而仕出し延引、払込者明春ニ相成候程之儀故、御遷材込も同様可在之、仍而御祝木者先へ指下し、払込者十月ニも可及、其振伊勢方へ可申談旨被申聞、

右の史料は、閏八月二〇日に伊勢方の山詰役人が伊勢の頭工らへ宛てた書簡の一部である。前半部分には、前述した日用不足と谷下げ作業の進捗状況、伊勢方による「早行方」の督促、さらには請負人の召喚と上松陣屋での協議に至るまでの経緯が記されている。後半部分には上松での協議の内容が示されており、これによると、木曾材木奉行所では、自藩の直轄林である御手山についても、日用不足により大川への狩込を翌年の春に延期したほどであるとして、御遷材に關しても同様であろうとの見解を示し、材は遅らせてはどうかと提案し、この方向で伊勢方に相談するよう指示があつたという。

これをうけて材木方は、御祝木をはじめ「只今本谷手近ニ在之候御遷材半分」について、九月中旬に木曾川本流への「払込」を行い、仕出請負人は別に立てられた大川狩請負人へと引き渡し、この分を美濃国錦織まで流送している間に、仕出請負人は奥筋谷にある御遷材の谷下げを行つて、

一〇月二一〇日頃に残り半分の大川狩に着手するという案を伊勢方へ提示した。<sup>(75)</sup>この方法ならば、大川狩が二度に及ぶものの、御祝木を先例通りに運ぶことができ、一月までに伊勢両宮へ曳き入れることが可能であるといふのが、材木方の主張であった。しかし伊勢方は、大川狩が二度になると、それに立ち会う御遷宮役人の経費がかかるとして難色を示し、また請負方のほうでも、木曽川本流への「払込」が二回になると、水堰の築き立てなどで二重の手間がかかり、請負人の損失が六〇〇両にも及ぶとして、これを回避するよう出願したため、なかなか最善の策を見つけ出すことができなかつた。結局、材木方は、「矢張十月廿日之払込ニ致し、御祝木両三日早く狩出し、先例錦織ニ御滞留七日之処、一両日ニ致し、直ニ又木村江川下ヶ致し候ハ、先例之日順ニ又木村江着木可致」<sup>(76)</sup>とあるように、木曽川本流への「払込」を一〇月二〇日の一度だけとし、大川狩の際に錦織で七日間滞留させるという慣例を簡略化して、一両日で川下げする方法で日数の削減を図つてはどうかという妥協案を示した。

か、可在之や<sup>(77)</sup>

これは、閏八月二一〇日の記事である。この日、材木方は伊勢方の小工を召し出して、日用不足により一〇月二一〇日の大川「払込」もおぼつかないという停滯状況を打開するため、入山している日用たちに対て「難有御祈禱」を執り行い、守り札を下賜したならば、今いる日用たちの「はげミ」にもなり、しかもこうした風聞が流布すれば、新たに入山しようといふ日用も増えるのではないかという提案を行つた。そして、守り札に入れる御神体には、木本祭の際に集められた御祝木の木端を用いてはどうかと述べている。しかも、守り札を下賜する際、入山して日々出精している者だけを対象にして手渡すということを強調すれば、いつそう「はげミ」になるのではないかとしている。

これをうけて、伊勢方では早速、守り札づくりに着手した。守り札は長さ一寸八分(約五・四センチ)・幅四分(約一・二センチ)の御神体に「御守」と書かれた中紙を貼り付けたもので、これに御供や「御祝木・御守」と記した上包も添えられた。

一同日、木曽方より工老壱人被御招、向井仁左衛門罷越し候處、被申聞候者、兎角日雇方調兼候ニ付、先日ち御相談申上在之候十月廿日大川用を増やすための妙策を考え出した。

[史料21]

一同日、木曽方より工老壱人被御招、向井仁左衛門罷越し候處、被申聞候者、兎角日雇方調兼候ニ付、先日ち御相談申上在之候十月廿日大川

(二) 日用の確保と山方村々

前述したように、材木方は、八月二七日の時点で請負方の代人に對し、日用の不足を補うために村方人足による動員をほのめかしていた。しかし、このときには請負方が「難済筋」を訴え出たため、いちおうこれを聞き届け、請負方による日用確保の推移を見守る姿勢を示した。しかし、閏八月に入つてもなお請負人が入山せず、日用集めも進展を見せない状況を前にして、材木方は村方人足による日用の人員調達へと棍を切つた。

〔史料22〕

一 鈴木与三右衛門様・八木小七郎様より閏八月四日御状到来、披見仕候処、明五日より出日用四拾人ツ、差出吳候様被仰付候、右四日者流行病御祈禱ニ付、村中御宮江參詣ニ付、右出日用申渡候処、一同相談願出候、当年者麻疹ニ而一統農業手後之処、此節雨天打續、誠ニ手廻し難相成候ニ付、出日用之儀、何卒暫く御用捨御断被成下候様ニと願出候、右之次第二付、同五日朝、組頭定助元小屋江差遣し御材木方江右之段御断奉申上候処、御材木方おるても御尤ニ者思召御座候得共、御遷材仕出方も殊之外手後れ相成候間、是悲少々ツ、ハ差出くれ候様分而之御頼ミ被仰付候旨、定助引取申出候間、夫より海土ニ而壱人ツ、呼出し右之趣申聞候処、同六日二者また麻疹送リニ而一同御宮江參詣ニ付申合候処、何れ拾人位ツ、ハ先暫く之内罷出可申旨相談相成候段申出候、然ル処御材木方よりも六日代人清吉を以被仰越候者、出日用之儀、明日是悲／＼差出くれ候様ニと被仰聞候旨、且又当年之儀ハ御手山所々御手後れニ付、田立・山口・馬籠・蘭等之儀者柿其山等江も御呼

寄ニ也可相成手順ニ相成候得とも、当村之儀者御遷材山江可相勤手順ニ兼而相備候訳柄ニも候得者、達而之断与相成候得者品ニち柿其山江御呼出ニ也可相成哉、左候得者却而遠方迷惑之儀ニ付、此節之儀先少々ニ而出人清吉より申出旨、御材木方おるても御内慮之趣御座候由との儀、代人清吉より申出候、時分柄之儀ニ者候得共、右之次第旁ニ付、光明日より十式人程ツ、も差出可申旨、右清吉江申述遣し候<sup>(80)</sup>

右の史料は、庄屋嶋田小兵衛の日記の一部である。小兵衛は閏八月四日、材木方役人からの書付を受け取つた。聞いてみると、翌五日より「出日用」として四〇人ずつを村方から差し出すようについての内容であつた。この日は「流行病御祈禱」の日で、村中の者が村の神社へ集まることになつてゐたため、その場で出日用の件を申し渡したところ、村中の者たちが相談のうえ、出日用についてはしばらくの間「御用捨」願いたいと小兵衛のもとへ伝えてきた。その理由は、麻疹の流行によつて農作業が遅れているうちに長雨が続いたため、出日用の負担まではとても手が回らないというものであつた。小兵衛は翌五日、組頭の定助を元小屋の材木方まで派遣して理解を示しながらも、御遷材の仕出の遅れが甚だしいので、少しずつでもいいから出日用を差し出してほしいと懇願した。定助からこれを聞いた小兵衛は、村内の海土(集落)ごとに一名ずつを呼び出し、材木方の意向を伝えて村中の理解を求めた。翌六日、「麻疹送り」の祭事のために神社へ集まつた村中の者は再び協議し、一〇人程度をしばらくの間差し出したらどうかということで相談がまとまつた。

手山における運材作業の遅れの話を引き合いに出し、田立村・山口村・馬籠村・蘭村などの村方人足が柿其山あたりまで動員されていると述べたうえ、湯舟沢村は御遷木山に関する諸御用を勤めているので、それに備えるため敢えて動員をかけていないとし、出日用を拒否するならば柿其山への人足差し出しもあり得ると示唆して圧力をかけた。柿其山は遠方にあたるため、村方にとっても負担が大きく迷惑であろうから、御遷材に関する出日用を勤めたほうが有利ではないかというのだが、材木方の「内慮」であつた。これを聞いた小兵衛は、やむなく七日から毎日一二三人ずつの出日用を差し出すことを承諾した。

以上がこの史料の概略である。ここからは、①材木方では本来、湯舟沢村は御遷木山関係の諸御用を勤める村であるため、御遷材の伐り出し・運材事業が行われている間は、御手山その他の御用は負担させないと認識していたこと、②御遷材の伐り出し・運材事業においては、仕出請負制をとつていたために、村方はあくまでも後備の役割を負うに過ぎなかつたが、日用不足による事業の停滞という危機的状況の中で、材木方は請負方が本來果たすべき役割の一端を、出日用という村役負担の形式に転嫁したこと、③村方においては、材木方からの指示を庄屋が取り次ぎ、さらに村中の者たちが集まって協議を行い、出日用差し出しの諸否に関する合意形成が図られていたこと、などの点をうかがい知ることができる。

こうして始まつた村役による出日用の徵発は、閏八月一日に行われた上松陣屋における協議で木曾材木奉行所の正式な方針として決定された。そして湯舟沢村のほか、周辺の馬籠・山口・田立の三か村へも二〇人ずつの出日用人足を課すことを申し合わせている。材木方は閏八月一三日、湯舟沢村庄屋の嶋田小兵衛に対し、右の経緯を説明したうえ、差し出す出日

用の人数を従来の二二人から増やすように命じた。小兵衛は、この話を村寄合へ伝えたうえ、「明十四日より貳拾人ツ、先暫く之内相勤候様」と指示し、村方はやむを得ないとして、これを了承するに至つた。<sup>(81)</sup>

また、材木方はこの時期、木曽路の宿駅である馬籠・落合・中津川の二か宿の庄屋たちへも、日用確保のとりまとめを依頼していた。ただし、このときの各宿の反応は、農繁期であったこともあり、あまり芳しいものではなかつた。しかし、材木方役人が日用の話で馬籠宿を訪れた際、庄屋より先規に則つて御祝木を奉曳させてほしいとの願いが出された。馬籠宿では、御遷材の大川払込の直前に、御祝木をはじめとする大材を奉曳する先例があつたのである。材木方はこの話をヒントにして、伊勢方が「寄附同様之旨を以」て日用の差し出しを頼めば、信仰心の篤い地元村方が協力してくれるのではないかと考え、伊勢方に對して各宿へ働きかけてくれるよう依頼した。伊勢方は快諾し、無質というのは如何なものかと考へたのか、念のためとして日用賃錢の額を材木方へ尋ねている。これに對して材木方は、上日用が一日あたり銭二二文、下日用が一四八文であると述べ、このほか食糧に関する費用がかかる旨を返答した。<sup>(82)</sup>

伊勢方では当初、請負人がいるにもかかわらず、自らが日用の確保に乗り出すことについて、「例合も無之」として躊躇したが、材木方などへ「早行方」を頼むだけで自分たちが動かないのは「不宜」と考へ、閏八月二一日、右の三か宿へ小工たちを派遣しようとした。しかし、中津川宿はこのとき「町内御祭ニ而一ヶ所も芝居狂言在之」という状況であつたため、「人氣立居却而不調之儀も難計」として見合わせることとし、馬籠・落合の二か宿のみに小工を差し遣わした。

馬籠宿では庄屋は不在であつたが、問屋役人が立ち合つた席で庄屋の内

儀に対し「先年御駅中より御祝木・大材向之内寄進出し致し被呉候例も在之候間、何卒此節日々拾人計つ、十日之間小雇手助御頼申度、尤賃錢之儀者木曾御材木方より日払い取計可申間、御神忠を以、右取計被下度候」と述べ、御祝木や大材の奉曳を行った先例を引き合いに出して、「御神忠」だと思って一〇人ずつ一〇日間の「小雇手助」を差し出してほしいと頼み、賃錢については材木方から日払いで支払われる予定であるとした。宿方からは、先日材木方からも同様の申し出があつたが、これとは別の話かとの質問があり、伊勢方は「いづれニ而も不苦、只拾人計ツ、相調ひ候得者宜敷候」と返答している。その後、小工たちは落合宿の庄屋宅を訪れて同様の依頼を行い、さらには請負方の手先を務めている同宿の上田屋豊作のもとへ行き、この件で相談があつたときには日用を確保してもらうよう取り持つてほしいと頼んだ。伊勢方は、この日の依頼について「両所とも先々請宜敷」との感想を抱いた上で、翌日には材木方へ右の話を伝え、「昨日之上ニ而者都合宜姿ニ被存」と述べている。<sup>(84)</sup>

材木方による出日用差し出しの通達と伊勢方による依頼が功を奏して、谷下げ・小谷狩の現場では、次第に日用の数が増えていった。湯舟沢庄村屋の小兵衛の日記には、こうした様子について「山口村・田立村之儀も閏八月十五日頃より一谷二日拾人ツ、毎日相勤候、馬籠・落合之儀も被仰付者御座候得共、今以出不申候、然ル處閏八月廿五日頃より馬籠・落合も拾人ツ、罷出申候」と記されている。<sup>(85)</sup>ちなみに、各村から差し出された出日用に対しては、「賃錢之儀者一日限元小屋御会所ニおるて村々出日用之者江直ニ御払ひ被下候」<sup>(86)</sup>とあるように、材木方によつて賃錢が日払い直接支給された。

伊勢方は、閏八月二八日には祭礼が一段落した中津川宿へ赴いて、日用

の確保を依頼した。このとき庄屋は「当地之儀者当地ニ御山在之、右山相勵キ候者者在之候得共、元来日雇かせきの者少く、是迄出日雇致候儀無之候」と述べて、日用稼ぎを生業とする者が少ないので、確保は難しいとの意向を示した。しかし「御山元手後れ之様子薄々承り在之、御伊勢様之儀ニ候得者、一応相談致し御答可申上候」というように、御遷材の谷下げ・小谷狩が進んでいない状況については薄々話を聞き及んでおり、ほかならぬ「御伊勢様」のことでもあるので、いちおう一同に相談してみると回答を得た。また、この日には、落合宿・馬籠宿の宿役人が伊勢方の宿所を訪れており、落合宿では日に一九人、馬籠宿では二〇人の日用を差し出す旨の回答があつた。<sup>(87)</sup>

こうして、山方村々の協力により日用不足の問題は少しづつ解消されていった。しかし、出日用を差し出す村方では、秋の収穫期とぶつかり、農作業との掛け持ちで日用人足を差し出すことは負担が重かつたようで、湯舟沢村では、村中の者たちが庄屋に対して「最早稻刈ニ取懸候半而者難成候ニ付、出日用之儀拾人ツ、ニ被成下候様御願ひ被下候」と頼み込み、庄屋の小兵衛が材木方と交渉した末、聞き届けられている。<sup>(88)</sup>ただし、稻刈りが片づくと、再び材木方は一〇人ずつの出日用を命じ、小兵衛は「いまた麥蒔之儀有之候」と思いつつも、これを受け入れるほかはなかつた。<sup>(89)</sup>日用の人数が揃つてきたことにより、岩ヶ沢・暗り谷などの難所からの谷下げが進み、ようやくすべての間尺改を終え、本谷への木揃の見通しが立つてきた。

#### 〔史料23〕

一 今日途中ニ而三輪四郎兵衛殿江彈正懸御目、此上御苦勞ニ而此頃者木

出し早行 全ク色々御心配被下候儀与御挨拶申上候処、先日より御守之

儀御苦勞ニ相成、右ニ而日雇方引立ニ相成悦ひ入候、既ニ此節付知村江

御守之儀申聞、日雇頼入候處、追々登山可致由、凡七十人計も可參様  
子ニ候、不申上候得共、何卒大川払込十月廿日ニ与申処、十五日ニ而払  
込致し可申心組ニ候との御事<sup>(90)</sup>

右の史料は、九月八日の伊勢方の日記の一部である。この日、伊勢方頭工の刀禰彈正は、材木方吟味役の三輪四郎左衛門と面会し、材木方の尽力により最近は谷下げ作業が進んでいると感謝の意を伝えた。すると三輪は、先日の守り札づくりについて謝意を表したうえ、近ごろ裏木曾の付知村の者へ守り札下賜の話をして日用を集めたところ、次第に入山する者が増えて、今では七〇人ほどが湯舟沢山へやつてきていると述べた。しかも三輪は、大川への払込を当初予定の一〇月二〇日ではなく、同月一五日に行う心づもりでいると刀禰に伝えている。

この記述から、出日用の徵發や守り札の下賜など、材木方・伊勢方による軟硬とり交ぜた日用確保への働きかけが奏功して、運材作業が進展したことことがうかがえる。両者は、尾張藩の日常的な山方支配のルートや伊勢両宮に対する信仰心などを巧みに利用して、山方村々の協力を引き出し、谷下げ・小谷狩作業の停滞という危機的な状況を脱したのである。

#### (四) 請負賃割増願一件

一方、この日用不足の一件において、本来作業人員の確保に関わる責任を負っていた請負人の動きは鈍かった。材木方による再三の召喚命令にもかかわらず、請負人の各務祐九郎本人は入山せず、代人や伴の林九八郎に手当てを任せておくなど、怠業といわれても仕方がない動きに終始してい

たのである。

濃州細目村の各務家は、前回の嘉永の遷宮においても湯舟沢山・蘭山分の仕出請負の入札に参加しており、伐り出しの中心となる湯舟沢山分については落札を逃したもの、蘭山分に関しては、長野村・柿其村・王滝村・上松村などの入札者を退けて落札し、御遷材の伐り出し事業に参加していた<sup>(91)</sup>。天保一三年(一八四二)に行われた伐木・運材作業では、木本祭の執行以前に中小材の伐り出しを先行させ、祭儀の執行後、大材の伐り出しにかかるという、文久二年と同様の手法で仕出作業を行い、さしたる遅滞もなく出材を終えて、大川狩請負人へと引き渡している。

各務祐九郎は、こうした成功体験をもとに、明治二年の遷宮においても再び御遷材の仕出請負に参加しようと見え、木曾材木方による入札に参加したものと思われる。その結果、文久元年一二月九日に名古屋で実施された入札において、一八八五両という請負金額で落札を果たしたのであつた<sup>(92)</sup>。仕出請負は総額制をとつており、短期集中で効率よく作業を進めれば進めるほど、杣・日用の入件費や滞在費がかからず、請負人へ利潤をもたらす構造となっていた。各務祐九郎は、前回の伐り出しと同様に、木本祭執行前に中小材の伐採に着手し、伊勢方の小工が入山するまでにはこれをほとんど終えるなど、順調に作業を進めていた。しかし、後続の頭工の入山が遅れ、木本祭の期日が確定しなかつたため、祭事執行後を行うと定められていた大材の伐採ができない状況となつた。そこで請負人は、材木方に對して「來月十日頃迄杣方之仕事無之、一旦為引取候ら無致方」と述べ、<sup>(93)</sup>いつたん下山してしまつては二重手間になるので、木本祭以前の大材の伐採を許可してもらうよう伊勢方への執りなしを依頼した。しかし、先格を重んじる伊勢方は容易に承諾せず、請負人による再度の嘆願と材木方の勧

きかけの結果、先規通りに大材の伐採は認めないものの、瑕木などがあつた場合の対処のためという名目で、皮剥丸太の伐採だけは認めるという便法をようやく許可してもらうことになった。

請負人は、作業の進行状況を配慮せずに先格ばかりを主張する伊勢方に不満を募らせ、伐木作業は最初からつまずきを見せた。しかもその後の作業は、悪天候や麻疹の流行などもあっていつそうの遅滞に及び、日割賃金の形式をとつていた杣・日用の入件費や中小屋(会所)の運営費、杣・日用及び材木方役人への食料提供費など、請負方が負担すべき経費は嵩む一方であった。短期集中の出材に失敗した請負人は、累積する経費の負担に耐えかね、利益のあがる見込みのない伐り出し事業から次第に距離を置き始め、日用不足に際しても十分な人員の確保を目指すことがなかつた。

これに加えて、請負制というシステムそのものも、人員確保を難しくする側面があつた。請負制のもとでは、杣・日用は請負人との間の相対の契約により雇用されることになる。しかし農繁期を迎えた山方村々では、山稼ぎより農作業を優先させたため、相対での雇用関係を結ぶことが容易ではなかつた。農事を一時犠牲にしてまで山方村々の人々を伐り出し事業に向かわせるには、材木方による村役賦課や伊勢方の宗教的権威を背景とした要請など、上部からの強制力や圧力が必要であつたわけである。

ところで請負人は、このような状況に陥った責任を回避し、負担の軽減を求めるため、材木方に対する次のような願書を提出した。

〔史料24〕

乍恐奉願上候御事

御遷材伐出方被

仰付奉畏候、付而者入山之儀御願申上候処、早速御聞済相成、三月八

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(下)

日出立入山仕、三月廿日<sup>5</sup>小材之分御元伐、御免相成候<sup>ニ付</sup>、引続大材向<sup>モ</sup>可木作積を以杣・日用百五拾人余雇入山詰メ仕候、然處伊勢御頭役様御入込不被遊候<sup>ニ付</sup>、大材卷物伐始方、御免無之迷惑仕、段々御願奉申上候得共、御頭役様京都<sup>モ</sup>御入込之御沙汰無之哉之趣<sup>ニ</sup>而、夫故御入込御延引相成候旨、右者大材卷物之分取掛手初<sup>モ</sup>立伐立不仕候半而者仕出方手後、且費失不少儀ハ素<sup>モ</sup>談判見込之処、御頭役様御延引之御入込<sup>ニ付</sup>、大材卷物元伐御免不相成、無余儀乍不手順場広之御山内中小材のミ抜伐取計御下知相待居候処、漸四月十三日御入山相成、同十八日本元祭御執行、翌十九日大材向木作御免被成下置候<sup>ニ付</sup>、猶又二夕度立戻彼是延引相成申候、右者日長之時節仕事墓取早行仕候処、斯延引<sup>ニ</sup>相成候内、御手山御増伐<sup>ニ而</sup>、日雇右御手山之方江多ク入込、雇入方指支、無余儀人夫不抱是非<sup>ニ</sup>増貸銀等指出断之、雇入取統を仕候得共、前頭御頭役様御入込御延引、最初伐立方不手順之謂レより失墜多分のミならず仕出方大<sup>ニ</sup>遅り、斯ル中江流行之麻疹旁仕出方猶更手後相成、此節払込迄之入用積立申候処、金六百兩余損分相立申候<sup>ニ付</sup>、誠ニ案外途方暮歎息仕候、夫<sup>ニ</sup>付御願奉申上候、入札御案紙面<sup>ニ</sup>者、御増金願立仕候共御取倚無之筈<sup>ニ</sup>御座候得共、前頭之次第二而者御案紙面<sup>ニ</sup>引離レ分段之訛柄<sup>モ</sup>多分之損毛<sup>モ</sup>相成候儀<sup>ニ付</sup>、右之趣厚御憐察被成下、金五百両為御手当被下置候様奉願上候、左茂不行届候節者小谷狩下方既<sup>ニ</sup>指支可申心痛當惑至極仕候、伊勢方様御入込御延引<sup>ニ付</sup>、多分壳<sup>(マ)</sup>并病難等<sup>ニ</sup>而手後彼是損失多分相成候、此段深御憐愍御勘弁を以、右願之通御手当被下置候様仕度只管奉願上候、何卒伊勢両宮御頭役様江御手厚御打合被成下置、御聞済相成候様仕度與々茂奉願上候、以上

戊闌八月

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(下)

細目村与頭  
松右衛門<sup>(印)</sup>

百姓代  
助四郎<sup>(印)</sup>  
証人  
勘助<sup>(印)</sup>  
請負人  
各務祐九郎<sup>(印)</sup>

木曾御材木方  
御役所

右四人之者御願奉申上候通相違無御座候、仍之奥印仕候、以上

細目村庄屋  
光蔵<sup>(印)94</sup>

これによると、請負方では、三月二〇日の小材伐り出しの許可以來、一五〇人ほどの榎・日用を入山させて作業にあたっていたが、伊勢方頭工の入山が遅れたため大材巻物の伐り出しを行なうことができず、やむなく小材の抜き伐りを行つて「御下知」を待つていたところ、四月一三日になつて

かたつ経費、ならびに九月九日より大川払込の予定日とされた一〇月二〇日までの支出予定見込みが記されている。御遷材伐り出し事業がどの程度の規模で行われたのかを示す格好の史料なので、掲出しておくことにしよう。

〔史料25〕

別紙

一① 金四百九拾八両三分・銀四匁五分

一② 金三拾五両三分・銀武匁五分

但、榎上日賃六千六百五十毫人、氣付共

十分な作業ができなかつたうえ、御手山のほうで増し伐り作業が始まつて、日用の多くを御手山へ取られたため、請負方では増賃錢を出して人員を確保しようとしたが、榎代人賃銀、氣付共

頭工の入山の遅れが作業の遅滞と経費の増大につながつたのだと指摘している。さらに、流行病などによりいつそう作業が遅れ、この節には損金が六〇〇兩余にも達してしまつたとして、入札の際に増金の出願は許されな

いと規定されている点は承知しているものの、事情を理解のうえ五〇〇兩の増金を手当してくれよう、材木方より伊勢方へ執りなしでもらいたいと願い出ている。

この願書は、九月九日に材木方より伊勢方へ内々に提示された。材木方は当初、請負方に對し「損徳之儀者受負之事ニ而、右様伊勢方へ取次可申儀難出来」との利解を行つたが、請負方が「右ニ而者立所茂無之」と述べて再三にわたり嘆願してきたため、やむなく「中々表向与申儀ニ而者無之、今日之上者無撫御入魂申上候」という名目で伊勢方へ示すことにしたとい

う。

なお、右の願書には別紙が添えられており、入山より九月八日までにか

〔外二〕金拾兩貳分 九月九日迄十月廿日迄

金四拾壹兩・銀三匁 但、会所小屋・榎日用小屋代

金七拾五両壹分・銀四匁八分

〔未筆〕  
金三拾五両三分貳朱 但、会所勝手入用

一③ 金三拾五両三分貳朱 但、会所勝手入用

一④ 金三拾五両三分貳朱 但、会所勝手入用

一⑤ 金三拾五両三分貳朱 但、会所勝手入用

但、会所諸色仕入

金六百五拾九両貯銀貯八匁四分 不足

金拾六両

但、留繕入用

金拾式両三分

但、挽割物貯銀

金六両式分

但、木竿代

金拾七両式分・銀壹匁六分

但、諸色駄賃

金拾七両式分

但、薪代

金六両式分

但、薪代

金四百八両式分

但、受所

金百三拾五両

但、酒代

金拾四両式分

但、薪代

金式両式分

但、切判賃

金五百七拾七両式分

但、日用上日 壱万九千五百五拾人

金七拾九両式分

但、会所代人 其外千四百九十人賃

金六拾五両

但、会所口代 貳千五百人

金六拾五両・銀拾式分

但、会所代人 其外千四百九十人賃

金四拾式分

但、出日用賃

金百七拾五両

但、出日用賃 上日四千貯百人

金武千五百四拾四両貯朱ト銀式拾八匁四分

内

金千八百八拾五両 御請負金

指引而

右之通御座候、以上  
戌九月

各務祐九郎  
代林八九郎  
勘助(印)  
(印)

(各項目の丸数字は引用者による)

これによると、請負人は、今回の御遷材の伐採と小谷狩までの流送にかかる経費を二五四四両あまりと試算していたことがわかる。請負金額は一八八五両であったから六五九両余にのぼる赤字である。

最も経費がかかっているのは榎・日用の賃錢で、榎の賃錢(①)は、のべ六六五一人の上榎が作業を行つたとして、金四九八両三分と銀四匁五分(「氣付」を含む)が計上されている。日用については、上日用をのべ一万一五五〇人を雇い上げて五七七両一分を支払つたとあり(⑯)、さらに九月九日から一〇二〇日までの作業で五〇四〇人、賃錢として二五一両を支払つ見込みであるとした。一方、材木方や伊勢方の尽力により集められた出日用(⑰)に関しては、のべ人数は不明であるものの四二両が支出され、その後の作業で上日用四二〇人の勤員を見込み、一七五両が支出される予定であるとしている。右の作業人員に関する人件費を合計すると、一四五二分・銀四匁五分となり、経費全体の約六〇・八%を占めることになる。また、このほかの人件費としては、会所に詰める榎代人(②)や請負方代人(⑯)の賃錢があり、兩者を合計すると金一三二両三分・銀二匁五分で、経費の約五三%にあたる。

次に支出額が高いのは、「受所」と呼ばれる絏費で(⑪)、四〇八両二分(全体の約一六・一%)が計上されている。これは、仕出作業の一部を他の者

へ下請けさせたときにかかる経費と考えられる。湯舟沢村庄屋の小兵衛の日記によれば、「つめた川筋御材木之儀、万吉・多助与申者小請仕出し候」<sup>(96)</sup>というように、請負人との相対で小谷狩などの作業を「小請」する者がいたことが確認され、「受所」経費はこれらの者へ支払われるものであったと推定できる。

運材作業に必要な物品の購入費には、一六二両が計上されている。御遷材に極印を付けるときに用いられる<sup>(14)</sup>「切判賃」(一両二分)や、谷下げの際などに使われる<sup>(13)</sup>「苧綱代」(一三五両)・<sup>(8)</sup>「木竿代」(八両二分)、小谷狩のときに流路を確保したり水量調節の堰を築く場合に用いる柴木などの購入費にあたる<sup>(6)</sup>「留築入用」(一六両)がこれに該当し、全体に対する割合は約六・四%であった。

会所(中小屋・杣日用小屋など)の建設・運営にかかる経費も二七七両余に及び、全体の約一%を占めていた。<sup>(4)</sup>「会所小屋・杣日用小屋代」(金四一両・銀三匁)は会所の設置費用であり、<sup>(7)</sup>「挽割物賃銀」(金二二両三分)は、前述したように、会所を建てる際に屋根材の板へぎが間に合わなくなつたため、これを村方の者などへ頼んだときの賃銭と思われる。会所の運営経費としては、<sup>(3)</sup>「会所勝手入用」(金四六両一分)、<sup>(5)</sup>「会所諸色仕入」(金七五両一分・銀四匁八分)、<sup>(17)</sup>「会所口代」(金八〇両三分・銀一二匁)などがあり、<sup>(9)</sup>「薪代」(金六両二分)や<sup>(12)</sup>「酒代」(金一四両二分)などもこれに含まれよう。このほかには、会所その他へ物資を運搬する人馬の駄賃が金七両二分・銀一匁六分ほど計上されている。

右の数字を見ても明らかのように、仕出請負経費の過半を占めていたのが人件費であった。請負方は、のべ六〇〇〇人以上の杣、二万人以上に及ぶ日用を雇い入れて伐木・運材に携わっていたのであり、彼らをいかに効

率よく作業に従事させるかが、請負人の収益を確保するうえでの大きな鍵であった。しかし、ひとたび作業が遅滞に及べば、累積する人件費によって大きな損失が生じることになり、請負方は破綻をきたすことにつながったのである。

この各務祐九郎による請負賃の割増願に対しても、伊勢方が「尾州様ち入札被仰付落札之上者、受負人之事故損徳當方ニ不相構」、「増金願聞敷旨触面之上も在之」というように強硬な態度を崩さず、ことに頭工の入山の遅れが作業の停滞を招いたとする請負方の主張には、「彼是以不当之申分」であるとして強く反発した。しかし伊勢方は、運材作業の「早行方」のために雨中でも登山するなど日々出精している材木方に対する遠慮もあつて、事を荒立てずに「手輕ニ取計」うことを決め、小工が材木方へ赴いて役人と面談し、「可然受負人江御利解被仰遣度」と要請することで問題の解決を図つた。<sup>(97)</sup>材木方では伊勢方の話をただちに聞き入れ、「願書指返し可申候」と述べて出願を却下する方針を伝え、「段々相歎候故、無撫内々御入魂申上候儀ニ御座候」(請負人から再三にわたり嘆願があつたので、やむなく内々に話をしてみたに過ぎない)と述べたうえ、もし請負人が伊勢両宮へ直接願い出るようなことがあつても、「勘弁不能」という姿勢を貫いて、決して執り合わないようとに助言している。

### (五) 小谷狩から大川狩へ

九月中旬になると、残っていた大材などの小谷狩も進み、同月二〇日に伊勢方による間尺改帳の作成が終了し、翌二一日には材木方への提出も完了した。このとき伐採された木数は、大中小材あわせて三六七五本に及

んだ。<sup>(98)</sup>

九月二七日には「木先追々梓下ニ付」との理由で、材木方は中小屋を引き払い庄屋の鳴崎治兵衛宅へ、伊勢方は霧ヶ原の銀蔵宅を出て庄屋の鳴田小兵衛宅へ本拠を移した。この引き移りに際しては、「諸道具等残り物村人足三面運送致し吳候事」とあるように、村方入足が諸道具の持ち運びを担当している。<sup>(99)</sup>

本谷での木柵を目前にして、御祝木も川下の地点へと移された。

〔史料26〕

一 今日昼後ち万度建場之原ニ在之候御祝木、受負方日雇并神心之者共、湯舟沢本郷ぬる川・つめた川出合之川原ち壹丁計下村寄り之川原之林ノ山岸へ御曳下し申候事、但し東元ニ置く、前之方内宮、奥之方外宮、新ごもニて包ミかへ候事、万度御祓、内宮東より川上、外宮西より川下建、四角之竹を建、ノ繩を張り、四手を付る、各右受負より取計、四手之儀者當方へ被頼拵へ遣ス<sup>(100)</sup>

右の史料は、伊勢方の日記の九月晦日の記事である。これによると、「万度建場之原」にあつた御祝木は、請負方の日用たちと地元の「神心之者共」によって、ぬる川とつめた川の合流点より一町ほど下流の「川原之林ノ山岸」へ曳き下げられたという。移動にあたつて、今まで御祝木に巻かれていた菰は新しいものに取り替えられ、新たに安置された場所には、東西に一万多度祓が立てられたうえ、竹を四方に立てて注連縄が張られ、繩には伊勢方で作った四手が垂らされたとある。そして一〇月八日には、ぬる川筋・つめた川筋にあつた他の御遷木の渡入<sup>ど入れ</sup>が完了し、大川払込に向ての川下げ作業が本格化していった。

下流の庄屋宅へ宿所を移したことにより、伊勢方は一〇月二日、庄屋を

通じて今まで宿所となつてゐた霧ヶ原の銀蔵・定次郎の両人に対する「宿礼」を下付した。銀蔵分は宿礼金二分と祝儀金三分の計一両一分、定次郎分は宿礼金一分と祝儀金二分の計三分で、このほかに茶代として金二分・金一分がそれぞれ支払われている。<sup>(101)</sup> 銀蔵宅が伊勢方の宿所となつたのは過去にもあつたが、定次郎宅が宿所になるのは初めてで、頭工<sup>(102)</sup>が一時期、手狭であるとして銀蔵宅から分宿したため、そのときの謝礼として右の金子が下付されたのである。

宿礼については、嘉永の遷宮の際にも宿所への下付が行われていたが、伊勢方にとつても「碇与例不分」といつた状態で、どのように取り計らつたらよいのかについて考えあぐねていた。しかも宿所では、「兩家共畠新調敷立吳候」というように、両家とも畠を取り替えるなど伊勢方の接遇に気遣いを見せており、こうした点に応えるため、伊勢方はあらかじめ庄屋に宿礼に關して相談を持ちかけていた。これに対する庄屋の回答は、「村役同様之御宿故、いつれニ而も不苦候得共、心附被下候得者大慶可仕」とのことであつた。そこで、伊勢方は右の金額を定め、庄屋を通じて銀蔵・定次郎へ宿礼を下付したのである。その翌日、銀蔵・定次郎が宿礼への返礼と暇乞いのために伊勢方の宿所を訪れる<sup>(103)</sup>と、内宮・外宮の頭工両名が面会し、「長々世話ニ相成忝候、御家内衆へも此段宜伝聞願入候」と懇ろの口上を述べて、長期滞在に対する謝意を表している。

一方、材木方では一〇月一〇日、山手代の松永惣十郎を派遣して、請負方の者一名および湯舟沢村の組頭一名を立ち合わせ、先日まで使用していた中小屋および山内各所に置かれた日用小屋の見分を実施した。この見分は、これらの小屋を村方へ預ける前提となる措置で、小屋の様子や道具

行つた。そして見分が終わると、庄屋の小兵衛は材木方へ宛てて、次のような預り証文を差し出している。

〔史料27〕

覚

山之神沢渡

一元小屋

壱ヶ所

但、垂木小舞之分檜類、右之外不残雜木

笹尾平

一日用小屋

四ヶ所

但、かな木雜木、壁板井屋根ニ相用候檜皮積込有之

井戸沢渡

一同 小屋

武ヶ所

但、右同断

一ノ沢渡

一同 小屋

壱ヶ所

但、右同断

岩ヶ沢

一同 小屋

壱ヶ所

但、右同断

櫻平

一同 小屋

壱ヶ所

但、右同断

松兼

一日用小屋毫軒振壁板ニ相用候分檜皮

右小屋・道具木井壁等ニ相用候檜皮共、御締附ケ被置候儘御預り申候、

以上

文久二年戊十月

湯舟沢村庄屋

鳴田 小兵衛

同 治 兵 衛

組頭 善 吉

同 同 定 助

同 同 弥 藏

同 又 蔵 十

同 庄 藏

同 作

松永惣十郎様(通)

川下げの進行にともなつて、御祝木も順次下流へと移動していった。一

〇月一一日には、鳴田・川表の橋の上流地点まで御祝木の曳き下げが行われた。この曳き下げに際しても、御祝木に巻いた菰の取り替えが行われたが、この菰は、二日前に伊勢方より「村方ニ而寄進ニ拵江吳候」と頼まれたもので、「村中海土／＼江申聞割合 あらこも四拾枚相拵させ」とあるように、庄屋の小兵衛が村内の海土(集落)ごとに枚数を割り当てて作らせ、当日持参させたものであつた。

同月一八日にも再び御祝木の曳き下げが行われ、「落合分壱本松」まで移動することになった。このときの曳き下げでは、以前から御祝木の奉曳を願い出ていた馬籠宿の者たちが多数参加した。その様子は「若き衆者

も、引・半天一色二染て、半天之せなかに馬とゆふ字を染付而何れも参り候、赤きはたを立て、御神酒者式本備江候由<sup>(近)</sup>と記されているよう、背中に「馬」という文字を染め抜いた渝いの半天に股引を着した大勢の若者衆が、御神酒を供え、赤い旗を立てて、勇壮に御祝木を曳き下げていくというものであった。

一〇月二〇日に行われる大川払込によつて、湯舟沢村における仕出請負の作業は終了し、御遷材は大川狩請負人へ引き渡されることになる。木曽川本流での流送を担当する大川狩請負人は、一〇月八日に上松陣屋で実施された入札によつて、阿寺村の作十という者が金一九八両三分で請け負うことが決まつた。<sup>(近)</sup>材木方は一〇月一八日、約七か月にわたる湯舟沢村滞在を終えて落合宿へと移動し、伊勢方も翌一九日には引き移つていつた。

〔史料28〕

覚

一 金壱両式分	庄屋 嶋田小兵衛江
一 金壱歩	同人妻江
一 同式朱	同 怦江
一 鳥目五百銅	老母江
一 同三百銅	召使江
右者先例之通、為御祝儀兩宮御造営方より十月十九日被下置候、仍而御礼奉申上候、嶋崎治兵衛方江も同断被下置候	
一 金式百疋	組頭六人江被下置候
一 鳥目三百銅	定使江被下置候
但、此分者兩庄屋・定使江割取申候 <sup>(近)</sup>	

右の史料は、一九日に庄屋の小兵衛が伊勢方より受け取つた祝儀に関する

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々（下）

る記事である。これによれば、伊勢方は先例に従つて、小兵衛や家内の者たちへ金一両三分二朱・錢八〇〇文を下付している。また、相庄屋の嶋崎治兵衛に対しても、同様の祝儀が下されたとある。組頭対しては六名全員にあてて金一〇〇疋が、定使に対しても錢三〇〇文が渡された。ただし定使分については、両名の庄屋と定使とで割り合つたという。

さらに、小兵衛はこの日、伊勢方が春に入山して以来の村方人足の賃錢について精算を行おうとした。「御材木方ち御先触者、人足賃払と有之候」とあるように、材木方から村方へ出された触書には、伊勢方のために用立てた人足についても賃錢が下付されると規定されていたが、過去の例を調べたところ、「先年も人足賃錢不申請様ニ相見江候」という状態であったため、小兵衛は「當年之儀も人足賃錢不申請、村方御寄進人足ニ仕候」というように、村方人足の賃錢を受け取らずにすべて寄進人足とすることを決めている。<sup>(近)</sup>

一〇月二〇日に予定されていた大川払込は、いかなる理由であるかは不明であるが、一一月三日に延期された。しかもこのときは、材木方の出張もなく、先例にあつた鉄砲御放しもなく、従来とは大きく違つたものであつたといわれる。大川狩請負人の指揮のもと、木曽川を流送され錦織綱場まで運ばれた御遷材は、そこから檣に組まれて勢州又木村へと運ばれ、又木村からは船積みで大湊まで運搬された。御祝木が伊勢内宮の下流にある鹿海に到着したのは一一月二八日であったが、その他の御遷材については、船のやり繰りがつかなくなつたなどの理由で遅滞し、最後の船が又木村を出航したは文久三年（一八六三）五月七日のことであつたといふ。<sup>(近)</sup>

〔史料29〕

一村方日用宿いたし候もの共ち願有之候者、先年も一夜壱人ニ付式文

宛増木銭申請候付、此度之儀も右之振ニ被成下候様願出候付、則先年之振ニ一泊壱人ニ付式文増銭相払申候、右者日用宿手形之人數を以相払申候事

一 庄屋鳴田小兵衛方も御材木方并請負方惣人數御泊り延六百九人御泊りニ相成候付、右式文増壱貫式百六拾六文相払申候、嶋崎治兵衛方も伊勢方惣人數御泊り延式百九十八人御泊りニ相成候付、右江戸式文増六百四文相払申候

一 雾ヶ原銀藏方伊勢衆長々の御泊りニ而、伊勢衆より之御集代のミニ而者一向木銭ニも当り兼候間、村方ニ而壹分式朱手當いたし申候

右之通、戌極月勘定元立江入、取集メ、夫々江仕払いたし申候

右の史料は、小兵衛の日記における文久二年一二月の記事である。小兵衛は村入用の割り掛けにあたって、村方の者より、御遷材伐り出しの際に日用に宿所を提供した家には、一泊一人につき二文ずつの木銭の割り増しが下される慣例になつてゐるので、今回もそのように取り計らつてほしいという要請を受け、各家が持参した日用宿手形に記された人数をもつて割増銭を支払つたとある。また、材木方・請負方に一時宿所を提供していた小兵衛自身も、のべ六〇九泊分の割増銭を受け取り、相庄屋の嶋崎治兵衛へも伊勢方分の割増銭として、一九〇泊分の割増銭を支給したという。この記述から、材木方・請負方・伊勢方の宿所提供には一定の木銭が下付されていたこと、さらに慣例によつて規定額より一人一泊につき二文の割り増しが行われ、こちらについては村入用という形で支払われていたことがわかる。しかも庄屋の小兵衛宅には、四月から一〇月までにのべ六〇九泊に及ぶ材木方・請負方の宿泊者が訪れていたこと、同じく治兵衛宅にも、伊勢方の者がのべ一九〇泊の宿泊ものを行つていたことが知られる。また、

### 結びに代えて

伊勢方の雾ヶ原における宿所になつた銀藏宅に対しても、伊勢方から差し出された木銭や宿札だけではあまりにも少額であるとして、村方から金一分二朱が支払われたと記されている。

このように湯舟沢村では、伊勢遷宮用材伐り出しのために出張してきた諸役人らに対する宿所経費や人足賃の一部を村方の負担によつて賄つていたことが確認できるのである。

以上、明治二年(一八六九)の伊勢遷宮に向けて行なれた文久二年(一八六二)の御遷材伐木・運材事業について、特に湯舟沢村を中心とした山方々との関わりを中心に述べてきた。なお本稿では、御遷材伐り出し事業の流れを通覧する中で、村方がどこの部分に関与し、どのような役割をはたしていったかという点を、ディテールにこだわった形で抽出してみた。こうした点は、伊勢方の日記類などの関係史料に散見されるものの、従来の研究では問題関心の違ひもあつて、多くは見過ごされてきたからである。

本稿で明らかになつた主な点をまとめると、以下のようになる。

- ① 湯舟沢村では、尾張藩木曽材木方による木種見分や、これに伊勢方も加わつた内見など、伐木・運材作業が本格化する以前の立木調査の段階から、宿所の手配・運営や山案内といった役割を担い、地元側の受け入れ窓口として機能していた。

- ② 伐り出し作業が始まると、入山してくる役人らの宿所の確保やベーキャンプとなる中小屋の建設、入山・移動のための道作りなど、伊勢方・材木方・請負方が円滑に事業を進めるうえで不可欠となる後方

支援の役割を果たした。こうした作業では、請負方からの下請けにより利潤を得る場合もあったが、村役による割り掛けや「見舞人夫」と称する無代人足の差し出しなど、村方の負担によるものも多かった。その代わりとして湯舟沢村では、入山から木本祭までの間の助郷役を免除されるなど、一定の負担回避の方策がとられていた。

③ 木本祭の実施にあたっては、入山口への棒柱の設置、奉納用の御備餅の製作など、男女を問わず事前の準備過程に関わっていたことが確認され、祭事当日においても庄屋・組頭などへ一定の役割が与えられて祭儀執行の一翼を担っていたことが明らかとなつた。また、祭事には参詣人が多数詰めかけ、御祝木が伐り倒されて元直しが行われる際に出た木端を奪い取る風習があつたことなども確認された。

④ 御遷材の伐木・運材は、春から秋にかけての約半年間に、のべ六〇〇〇人以上の杣、二万人以上の日用を動員する一大事業であつた。これらの人員は、原則として請負方との間の相対契約によつて確保され、これに支出する人件費は、請負金額の六割以上を占めていた。一方、地元の湯舟沢村は、尾張藩の材木方によつて後備の役割を担うものとして位置づけられ、大雨で谷筋が出水したときの加勢人足の差し出しなど、非常時に対応する役割を担うことになつていた。

⑤ 文久二年の伐り出しでは、長雨や流行病により日用不足が顕在化し、著しく作業が遅滞した。尾張藩の材木方では、沈滯した日用たちの「人気」を引き立てて作業の促進を図るため、山内での御祝木の奉曳行事を企画したり、作業に従事する日用だけに配布する守り札の製作を依頼するなど、伊勢方に対してもさまざまな働きかけを行つていた。一方、伊勢方も、材木方の尽力を謝して「きしめん」による饗應を行

うなど、長期間に及ぶ滞在で鬱屈した気分を盛り立てるための工夫を施していた。秋の農繁期に入つて、請負方が不足する日用を十分に確保できない状況に立ち至つた際、材木方・伊勢方は、尾張藩の御手山支配のルートや伊勢両宮に対する信仰心などを巧みに利用して、湯舟沢村をはじめ田立村・山口村・蘭村といった山方村々や馬籠宿・落合宿・中津川宿などの木曾路沿道の宿々の協力を引き出し、日用の人員調達に成功した。

⑥ 伊勢方・材木方・請負方・福島方などへ人足や宿所を提供した湯舟沢村では、人足数や宿泊数に応じた規定の人足賃銭・木銭をはじめ、宿札や祝儀などを受け取つてはいたが、これらはいずれも少額であつたため、各家から徵収した村入用の中から宿所となつた家々に対する割り増し銭や手当て銭を支払い、村中における負担の平準化を図つていた。また、伊勢方に対する人足賃については、規定では受け取れることになつていたものの、實際には「村方御寄進人足」として扱い、これを徵収しないのが慣例となつていた。

右のように、伊勢遷宮用材の伐り出し・運材事業においては、湯舟沢村をはじめとする木曾南部の諸地域が密接に関与し、事業の完遂に重要な役割を果たしてはいたことが知られるのである。

#### 註

(53) 文久二年「湯船澤山本伐日記」(徳川林政史研究所収集史料、史料番号三〇三)四月一四日条。

(54) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月一四日条・五月五日条。

(55) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月一四日条。

(56) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月二〇日条。

- (57) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二四月二五日条。
- (58) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」一五月五日条。
- (59) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二六月七日条。
- (60) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二六月七日条。
- (61) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二六月九日条。
- (62) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月五日条。
- (63) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二七月一五日条。
- (64) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二七月一七日条。
- (65) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二七月二五日条。
- (66) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二七月二六日条。
- (67) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二八月朔日条。
- (68) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二八月朔日条。
- (69) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月一一日条。
- (70) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月二〇日条。
- (71) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月二二日条。
- (72) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月二五日条。
- (73) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月二八日条。
- (74) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三八月二八日条。
- (75) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月一〇日条。
- (76) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月二〇日条。
- (77) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月一四日条。
- (78) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月一四日条。
- (79) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月二〇日条。
- (80) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」一閏八月四日(六日条)。
- (81) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二閏八月一三日条。
- (82) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月二〇日条。
- (83) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月二二日条。
- (84) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月二三日条。
- (85) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番閏八月三日条。
- (86) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番閏八月三日条。
- (87) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三閏八月八日条。
- (88) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番閏八月三日条。
- (89) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番閏六日条。
- (90) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三九月八日条。
- (91) 前掲、木村政生『神宮御神山の変遷に関する研究』二二八二三三頁。
- (92) 前掲、木村政生『神宮御神山の変遷に関する研究』二七五頁。
- (93) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」二三月二九日条。
- (94) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三九月九日条。
- (95) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三九月九日条。
- (96) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月八日条。
- (97) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三九月二二日条。
- (98) 前掲、木村政生『神宮御神山の変遷に関する研究』二九五頁。
- (99) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三九月二七日条。
- (100) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月三日条。
- (101) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三一〇月一日条。
- (102) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月三日条。
- (103) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三一〇月一日条。
- (104) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三一〇月三日条。
- (105) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月一〇日条。
- (106) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月一一日条。
- (107) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月一八日条。
- (108) 前掲、木村政生『神宮御神山の変遷に関する研究』二九八二三〇一頁。
- (109) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月一九日条。
- (110) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」二番一〇月一九日条。
- (111) 前掲、木村政生『神宮御神山の変遷に関する研究』三〇一二〇四頁。